

「新潟市死者情報の開示に関する条例」(案)の概要

1 条例制定(改正)の理由

新潟市個人情報保護条例の廃止により、死者情報の開示請求手続き等の定めがなくなることから、条例廃止後も、死者情報について請求することが可能とするなど必要な事項を定めるもの

2 条例(制定)の概要

〔第1条〕趣旨 (略)

〔第2条〕定義 (略)

〔第3条〕開示請求者

- ・死者の死亡当時の配偶者、子、父母
- ・上記がない場合は死者の二親等以内の血族、一親等以内の姻族
- ・死者の相続人

〔第4条〕開示請求の方法

- ・市の機関に対して開示請求書を提出

〔第5条〕死者情報の開示義務

- ・市の機関は不開示情報以外の死者情報について開示しなければならない

〔第6条〕部分開示

- ・死者情報の一部に不開示情報がある場合は不開示情報を除いて開示するもの

〔第7条〕公益上の理由による裁量的開示

- ・不開示情報であっても公益上特に必要が認められる場合は開示できるもの

〔第8条〕死者情報の存否に関する情報

- ・開示請求に係る死者情報の存否を答えることが、不開示情報を開示することになるときは、死者情報の存否を明かさず開示請求を拒否できるもの

〔第9条〕開示請求に対する決定等 (略)

〔第10条〕開示決定等の期限の特例 (略)

〔第11条〕第三者に対する意見書提出の機会の付与

- ・死者情報に市、国等、開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれているときは、当該情報の開示決定等に当たって第三者に対し意見書を提出する機会を与えるもの

〔第12条〕開示の実施及び方法 (略)

〔第13条〕費用負担 (略)

〔第14条〕審査請求があつた場合の手續

- ・公文書公開等審査会に諮問するもの

〔第15条〕委任 (略)

施行期日：令和5年4月1日

新潟市死者情報の開示に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 市の機関が保有する死者情報の開示については、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 市の機関 新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新潟市条例第 号）第3条第1項に規定する市の機関をいう。

（2） 死者情報 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第6条第2号に規定する個人に関する情報のうち、死者に関するもの（市の機関が保有する行政文書に記録された情報に限る。）をいう。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報を除く。

（3） 行政文書 新潟市情報公開条例第2条第1項に規定する行政文書をいう。

（開示請求者）

第3条 次に掲げる者は、死者情報の開示の請求をすることができる。

（1） 死者の死亡当時における配偶者並びに死者の子及び父母

（2） 前号に掲げる者がいない場合は、死者の二親等以内の血族及び死亡当時における一親等以内の姻族

（3） 死者の相続人

（開示請求の方法）

第4条 開示請求をしようとする者は、市の機関に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

（1） 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

（2） 開示請求をしようとする死者情報を特定するために必要な事項

（3） 前2号に掲げるもののほか、市の機関が定める事項

2 前項に規定する開示請求書の提出に当たっては、市の機関に対し、前条各号に掲げる者であることを証明するために必要な書類で市の機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 市の機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（死者情報の開示義務）

第5条 市の機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る死者情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る死者情報を開示しなければならない。

（1） 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（2） 死者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により死者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、死者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は死者以外の特定の個人を識別する

ことはできないが、開示することにより、なお死者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律別表第1に掲げる法人をいう。以下同じ。）の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エに規定する公示した基準に該当するものを除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

エ 新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書オに掲げる情報であって、公示した基準に該当するもの

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は死者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 市の機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 市の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 市の機関が開示決定をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 市の機関が開示又は不開示の決定をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握

を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 地方公営企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第6条 市の機関は、開示請求に係る死者情報の一部に、不開示情報が含まれている場合において、これを容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離することができるときは、不開示情報を除いて開示するものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条 市の機関は、開示請求に係る死者情報に不開示情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該死者情報を開示することができる。

(死者情報の存否に関する情報)

第8条 市の機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第9条 市の機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対して、当該開示請求に係る死者情報を開示するかどうかの決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 市の機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、延長後の期間及び延長の理由を、開示請求者に速やかに書面により通知しなければならない。

3 市の機関は、開示決定等をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。

4 市の機関は、開示請求に係る死者情報の全部又は一部を開示しないことと決定したときは、その内容を記載(不開示の理由がなくなる期日を明示できるときはその期日を付記)した書面により、前項に規定する通知をしなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第10条 開示請求に係る死者情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る死者情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの部分の死者情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの部分の死者情報について開示決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第11条 開示請求に係る死者情報に次に掲げる者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、市の機関は開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

- (1) 市
- (2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人
- (3) 開示請求者

2 市の機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の規定により死者情報を開示することとする決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている死者情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第5条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められる場合

- (2) 第三者に関する情報が含まれている死者情報を第7条の規定により開示しようとする場合

3 市の機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、市の機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を開示決定等に係る通知書により通知しなければならない。

（開示の実施及び方法）

第12条 市の機関は、開示決定したときは、開示請求者に対し、速やかに当該死者情報を開示しなければならない。

2 死者情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市の機関が定める方法により行う。

3 市の機関は、行政文書の保存のため必要があるとき、第6条に規定する開示をするとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

（費用負担）

第13条 前条第2項又は第3項の規定による行政文書の写しの交付等を受ける者は、実費の範囲内において当該写しの送付等に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求があった場合の手続）

第14条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟市公文書公開等審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

- (1) 当該審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る死者情報の全部を開示することとする

る場合（当該死者情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。